

【条例・規則に基づく不利益処分】

担当課	法令名	根拠条項	処分の概要	処分基準についての状況			備考
				①設定状況	②未設定理由	③処分基準を公にしている状況・方法	
1 社会教育課	熊本県青少年の家条例	第7条	県立青少年教育施設の利用許可の取消し等	2未設定	1条例等に基準あり	0①で2を記入している場合	使用の許可に関する業務は指定管理者に移管
2 教育庁文化課	文化財保護条例	第15条第3項	県重要文化財の現状変更等の行為停止命令又は許可取消	1設定済	0①で1を記入している場合	3求めに応じて提示	
3 教育庁文化課	文化財保護条例	第39条第2項	県史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為停止命令又は許可取消	1設定済	0①で1を記入している場合	3求めに応じて提示	
4 体育保健課	熊本県立総合体育館条例	第7条	使用の許可の取消し				指定管理者による処分
5 体育保健課	藤崎台県営野球場条例	第7条	使用の許可の取消し				指定管理者による処分
6 体育保健課	熊本武道館条例	第7条	使用の許可の取消し				指定管理者による処分
7 体育保健課	熊本県総合射撃場条例	第7条	使用の許可の取消し				指定管理者による処分
8 体育保健課	熊本県立学校体育施設の使用に関する規則	第5条	使用の許可の取消し	2未設定	1条例等に基準あり	0①で2を記入している場合	